# 本手引きについて

# 1. 手引きの目的

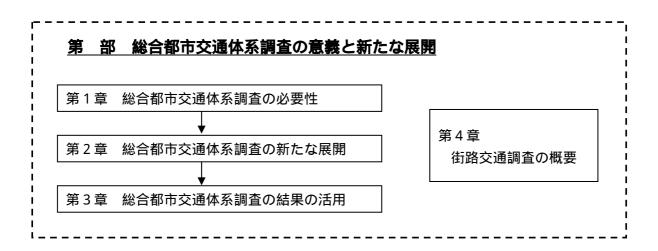
わが国の主要な都市圏では、1970 年代以降、総合都市交通体系調査(パーソントリップ 調査の実施とこれに基づく総合都市交通計画の策定)が継続的に行われ、交通施設整備や 施策実施を通じて、都市交通環境の改善と透明性の高い都市交通行政の推進に大きく寄与 してきた。今後も、適切な総合都市交通計画を策定し、関係者が協働して、ここに位置づ けられた施策を推進するために、総合都市交通体系調査は重要な役割を担っていくものと 考えられる。

総合都市交通体系調査に関する技術的ガイダンスは、「総合都市交通体系調査マニュアル(PT調査編)」が平成2年6月に出されているが、その後内容の見直しが行われていない。このため、近年の都市交通計画へのニーズなどを反映させる形で、平成17年10月に本手引きの策定を行い、平成19年9月に一部改訂を行ったものである。

本手引きは、総合都市交通体系調査を実施あるいは、企画しようとする都市圏に対して、 総合都市交通体系調査の企画から実態等の調査、計画策定とそのフォローアップまでを含む一連の取り組みに関して、標準的な手順と留意点などをとりまとめ、調査の遂行、計画 の策定上の指針となるよう作成したものである。

# 2.手引きの構成

本手引きは、まず、第 部で総合都市交通体系調査の意義・必要性について、近年の都市交通へのニーズを踏まえた調査の新たな展開を含めて記述する。そして、これを踏まえて、第 部で、企画から計画策定、フォローアップにいたる調査実施の段階を追って、各事項の標準的な手順と留意事項などを記述する(次ページの図参照)。



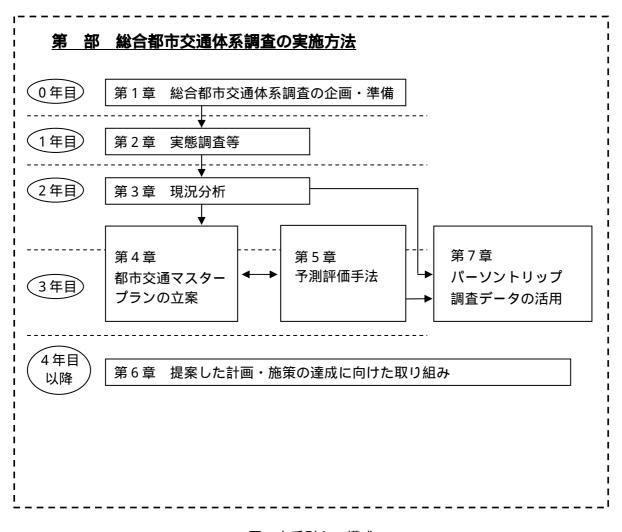


図 本手引きの構成

## 3.手引きで用いる用語等について

## <総合都市交通体系調査に関する主な用語>

# パーソントリップ調査 ( = P T 調査 )

・ 都市圏内に居住する人を対象に、ある1日の交通を調査する実態調査。家庭訪問形式で行われ、対象世帯の5歳以上の人全員を対象とするのが一般的。全ての交通手段による移動を対象としている点、世帯や個人の属性を合わせて把握している点に特長がある。PT調査に基づいて計画策定を行う取り組み全体をPT調査と呼ぶ場合もあるが、ここでは、原則として実態調査のみをPT調査という。

#### 総合都市交通体系調査

・ P T調査に基づいて都市圏の将来の総合的な交通計画を策定する取り組み。通常、 都道府県や市町村が主体となって、国土交通省の補助調査として行われる。企画・準 備から都市交通マスタープランの策定までの4年間の調査全体を指す。また、都市圏 (都市)が抱える計画課題に対応した特定の都市交通計画を策定する取り組みも含ま れる。

#### 付帯調査

・ 総合都市交通体系調査における調査としては、PT調査の他に、スクリーンライン 調査等の補完調査、その他の調査からなる。PT調査と補完調査以外の調査を総称 して、ここでは付帯調査という。付帯調査の内容は多岐にわたり、意識調査や特定の 地域や施設での調査、交通量や速度の観測調査などがある。

# 都市交通マスタープラン

- ・ 総合都市交通体系調査において策定される総合的な都市交通計画の一部。都市圏の 将来像や計画目標、将来都市圏構造、道路や公共交通などの施設整備、TDMなどの ソフト施策からなり、主として都市圏全体の交通施策のあり方を提案する。
- ・ 概ね20年後の長期の計画を基本とするが、これに加えて都市の計画課題に応じて優先的に実施すべき個別計画・施策の提案を含む。

#### 街路交通調査

・ 総合的な都市交通マスタープラン等を策定する総合都市交通体系調査と特定の重要 な街路事業について事業計画を策定する街路事業調査からなる。街路事業調査には、 都市・地域総合交通戦略策定調査が含まれる。

#### 都市・地域総合交通戦略

・ 5から10年の短期・中期を目標として、計画目標とその目標を実現するための施策パッケージ、それを実現化するための施策展開方針と管理・運営の仕組みと体制から構成される。策定のための調査費として街路交通調査費の街路事業調査の中の都市・地域総合交通戦略策定調査(街路課所管)が活用できる。

### 本手引きの語尾等の表現について

本手引きに記述されている各事項間には、当該事項によるべきとする考え方に差異があることから、次のような考え方で記述している。

- ~ することとする。
- ・ 記述された事項による対応を、補助調査の実施方法として国が定めている。
  - ~べきである。~べきでない。
- ・ 記述された事項による対応を原則として実施すべき(すべきでない)と国が考えている。
  - ~ことが望ましい。~ことは望ましくない。
- ・ 記述された事項による対応の実施を国が推奨している(していない)。